

第 3 9 0 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 5 年 (2 0 2 3 年) 3 月 1 3 日開催

第390回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和5年（2023年）3月13日（月） 午後2時から

開催場所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

出席者

（出席委員）江口幸男 前田和昭 桑原千知 佐々木倫一 友村喜一 田代龍也
深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤木美才
藤田香織 田中愛美

（欠席委員）廣田幸英

（水産振興課）課長補佐 鮫島守 主幹 木村武志

（事務局）事務局長 宮本政秀 主幹 岡田丘 参事 郡司掛博昭 技師 直江瑠美

議 事

（1）議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

第2号議案

くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更（県留保枠の配分）について（諮問）

第3号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について（諮問）

第4号議案

天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の制定について（協議）

（2）報 告

- ・ 鹿児島県のいわし機船船びき網漁業の操業区域の拡大について
- ・ 令和4年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会について

議事の経過

事務局	定刻になりましたので、ただいまから第390回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。 委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。 本日の委員出席者数は、15名中、会場に13名、リモート1名合計14名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。 それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。 「第390回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。 過不足等ありませんでしょうか。
-----	---

議長	よろしいでしょうか。 それでは、江口会長お願いします。 皆さん、お疲れ様でございます。まず、皆さんに一言お詫び申し上げます。前回の調整委員会では、大雪ということで、交通機関がスムーズに流れない状況の中で、オンライン会議システムも併用して会議を開催しましたが、出席できない委員さんや慣れないオンライン会議ということで資料が揃わない中で開会いたしましたことをお詫び申し上げます。 それでは、ただ今から第390回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。 議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は前田委員と岸田委員にお願いいたします。 なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。 それでは議事に入りたいと思います。 第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。 熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、操業区域や許可する隻数等を内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。 今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。制限措置の案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。説明するスライドをこちらの番号でお示し致しますので、スライドを表示しているスクリーン又はお手元の法令集にスライドと同じ資料を添付しておりますので見やすい方をご覧ください。 まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、えび流し網漁業他5つの漁業です。許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった漁業は、もじゃこ漁業及びかに網漁業です。

最初に新規の許可についてご説明します。まず、えび流し網漁業についてです。法令集は上から1枚目の裏面の3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の右側の図のような漁具を、潮流を横切るように設置し、網を流して、くるまえびやしばえび等を漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、有明海、不知火海で営まれています。操業区域はスライド4番の参考図に緑色で色付けしている不知火海全域となっています。許可予定の隻数は1隻で、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料2ページに記載のとおりとなっています。えび流し網漁業については、以上です。

次に、囲い刺し網漁業です。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。囲い刺し網漁業では、スライド5番の図のように魚群を取り囲むように網具を設置し、海面をたたくなどしておどし、網具に絡ませて漁獲します。主にぼら、このしろ、ぶりを漁獲します。漁業時期は周年となっております。操業区域は、スライド6番の参考図に黄色で色付けしている火共第3号共同漁業権漁場内の田浦地先です。許可予定の隻数は、1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料4ページに記載のとおりとなっています。囲い刺し網漁業については、以上です。

次に、たこつぼ漁業です。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の右の図のような素焼きの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド8番の参考図に青色で色付けしている不知火海の公海部分と橙色で色付けしている天共第12号共同漁業権漁場内樋島地先となっています。許可予定の隻数は1隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料6ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

次に、ふぐかご漁業です。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の右側の図のようなかごを海底に設置して、しろさばふぐやくろさばふぐを漁獲します。周年操業が可能な漁業であり、天草海で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、スライド10番の参考図に青色で示しております、天草海と天草郡苓北町と天草市天草町の地先の一部です。橙色で色付けした区域につきましては、10月から翌年5月までの間操業禁止となっています。許可予定の隻数は、1隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料8ページに記載のとおりとなっています。ふぐかご漁業については、以上です。

次に、いかかご漁業です。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の図のような漁具を設置し、こういか等を漁獲します。12月から翌年6月まで有明海、不

知火で営まれています。今回の制限措置の操業区域は、１２月１日から１５日までの間は、スライド１２番の参考図に灰色と青色で色付けした①の天共第１号共同漁業権漁場内の天草有明海部分と赤色で色付けした②の海域、１２月１６日から緑色で色付けした③の海域が追加され、１月１日以降は、黄色で色付けした天共第１号共同漁業権漁場内の中地先と天草有明海の残りの公海部分が追加されます。なお、①から④までの数字は、資料１１ページの操業区域の番号を示しております。許可予定の隻数は１隻であり、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料１０ページに記載のとおりとなっています。いかかご漁業については、以上です。

新規の許可としては、最後になりますが、その他のかご漁業についてです。スライドは、１３番に漁法を１４番に操業区域や隻数を示しています。スライド１３番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は３月から１１月までとなっております。今回、操業区域や漁業を営む者の資格の異なる２種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、参考図に青色で色付けしている天共第８号共同漁業権漁場内の天草町地先と緑色で色付けしている天共第８号共同漁業権漁場内の崎津地先です。許可予定の隻数はそれぞれ１隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については、資料１２ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった２つの漁業についてご説明いたします。

まず、もじゃこ漁業についてです。スライドは１５番に漁法を１６番に操業区域や隻数を示しています。この、もじゃこ漁業ですが、もじゃこすなわち全長１５センチメートル以下のぶりの稚魚をスライド１５番の右の図のような漁具により採捕する漁業になります。採捕したもじゃこは、県内の養殖用種苗として用いられます。操業区域は、スライド１６番の参考図に青色の斜線で示しております天草海となっております。漁業時期は、３月２５日から７月３１日までとなっております。許可予定の隻数は２６隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料１４ページに記載のとおりとなっています。もじゃこ漁業については、以上です。

最後にかに網漁業についてです。スライドは、１７番に漁法を１８番に操業区域や隻数を示しています。スライド１７番の図のような漁具を潮流と平行に海底に固定し、ガザミなどを漁獲します。漁業時期は不知火海では６月から１１月までとなっています。今回公示する制限措置の操業区域は、スライド１８番の参考図に青色で色付けしている、不知火海の公海部分と周辺の各地先を組み合わせた区域になります。許可予定の隻数は不知火地区が合計１９隻、天草地区が合計４２

	隻です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料１５ページから１７ページに記載のとおりとなっています。かに網漁業については以上です。 最後に許可の申請期間についてです。スライド１９番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、令和５年３月１７日から令和５年３月２０日まで、許可の有効期間満了に伴う許可のうち、もじゃこ漁業の申請期間は、令和５年３月１６日から令和５年３月１７日まで、かに網漁業の申請期間は、令和５年３月２７日から令和５年４月１２日までとしています。 以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。
議長	ただ今、水産振興課から、第１号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
議長	ございませんか。
議長	それでは特に無いようですので、第１号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい
議長	それでは、第１号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第２号議案「くろまぐろに関する令和４管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更（県留保枠の配分）について」、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。第２号議案「くろまぐろに関する令和４管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更（県留保枠の配分）について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。 資料は２５ページをご覧ください。まず、諮問の内容に入る前に報告があります。大型魚の都道府県別漁獲可能量について、以前は８．１トンになっていましたが、山口県から漁獲枠を譲ってほしい旨の申し出があり、今後３月までに枠いっぱいの漁獲が想定されないこと、譲渡することによって漁獲枠を有効利用したということで次年度の追加配分が得られることから、本県にもメリットがあると判断しました。そして、関係各者の理解と了承を得られたため、残りの期間で想定される漁獲枠約２トンを残す形で２．５トンを出山口県に譲渡し、本県的大型魚の漁獲枠は５．６トンとなりました。報告については以上になります。 それでは、諮問の内容についてご説明します。令和４管理年度末日である令和５年３月３１日が近いため、想定外の漁獲量の増加に対応

	するために確保していた県留保枠を保持しておく必要性が低いことから、県留保枠の全量を知事管理区分へ再配分したいと考えています。 次のページをご覧ください。漁業法に基づく「新たな資源管理の流れ」という水産庁の資料と、年間漁獲可能量の配分について載せております。本資料については本委員会でこれまでご説明させていただきましたので省略させていただきますが、図の一番下にありますように、本県では国の配分を受け、都道府県別漁獲可能量を知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分しています。 次のページをご覧ください。知事管理漁獲可能量と県留保枠に配分する際の割合については、熊本県資源管理方針において、小型魚及び大型魚ともに、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理区分へ配分し、残りを県留保枠とすることとされています。この配分割合に従うと、小型魚及び大型魚の知事管理漁獲可能量はそれぞれ17.2トン、5.0トンとなり、県留保枠はそれぞれ1.9トン、0.6トンということになっていますが、この全量を知事管理漁獲可能量に再配分したいと思います。 以上、令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について、御審議の程よろしく申し上げます。
議長	ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
友村委員	マスコミでは大間のマグロが本来であれば、漁業者が届け出なければならない水揚げを届けていなかったという問題が取り上げられていますが、熊本県については、数量の把握はどのようになっていますか。
水産振興課	漁業者の皆さんから、漁協を通じて毎月報告をいただき、水揚げを把握しているところです。水産庁から報告内容について再度確認するよう通知がっておりますので、皆さんにその通知についてお知らせしております。
議長	熊本県の場合は、まだ枠はありますので、大間のように枠を超過して横流しするという状況はないものと私は考えております。
水産振興課	まだ枠に余裕がございます。
議長	友村委員、今の説明でよろしいですか。
友村委員	はい。
議長	他にありませんか。

議長	それでは他に無いようですので、第２号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第２号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第３号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「するめいか」の知事管理区分に配分する数量について」、水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課です。 第３号議案「するめいかに関する令和５管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。 資料は２９ページをご覧ください。令和５年４月１日から始まる令和５管理年度の「するめいか」の本県の都道府県別漁獲可能量の配分があり、熊本県の配分量については、「現行水準」となりました。次のページをご覧ください。 資源管理の流れについては第２号議案の説明と同様ですので省略しますが、漁獲可能量の配分について具体的に示すために、前年の令和４年漁期における「するめいか」の漁獲可能量を図に示しました。年間漁獲可能量は７．９万トン、そのうち大臣管理漁獲可能量は５．０万トン、都道府県別漁獲可能量は１．９万トン、国の留保枠は１．０万トンと配分されました。都道府県別漁獲可能量には、内訳として数量明示０．６万トンと現行水準１．３万トンという区分があります。数量明示とは、漁獲量の多い都道府県に、第２号議案のくろまぐろのように具体的な数値で配分されることです。現行水準とは、熊本県のようにわずかな漁獲しかない、資源への影響が比較的小さい県には漁獲上限が数値で示されず「若干量」として配分されることです。しかし管理が不要なわけではなく、むやみに漁獲量を増やさないような管理が求められ、漁獲量の報告義務も適用されます。配分量が「若干量」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされていますので、県留保枠は「なし」となっております。 以上、「するめいか」に関する令和５管理年度における知事管理区分配分する数量について、御審議の程よろしくをお願いします。
議長	ただ今、水産振興課から、第３号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長	ございませんか。
委員	はい。
議長	それでは特に無いようですので、第３号議案は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	それでは、第３号議案については、特に意見なしと答申します。 続きまして、第４号議案「天草不知火海区漁業調整委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程の制定について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	委員会事務局でございます。着座にて説明させていただきます。 個人情報保護法の改正により、天草不知火海区漁業調整委員会の保有する「保有個人情報の開示等に関する規程」の改正が必要となりました。本規程は、当委員会が保有する個人情報や文書について、開示請求があった際の手続き等を定めた規程になります。 まず、個人情報保護制度の見直しについて概要をご説明します。資料３１ページをご覧ください。 左側が現行、右側が見直し後となっております。これまでは、総務省が所管する行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護委員会が所管する個人情報保護法の３つの法律がございました。 これら３つの法律で「個人情報保護」取扱いの規定や運用に違いがあり、個人情報のデータを取扱ううえで、全国共通ルールを定める必要が出てきました。そのため、新しい「個人情報保護法」として一本化し、国、県、民間事業者が統一的な個人情報の取扱いをするという見直しが行われました。では、この改正がなされた背景について概要をご説明します。 資料３２ページをご覧ください。 これまで、都道府県などの地方公共団体においては、それぞれが個人情報保護条例を制定するなどして個人情報保護制度を定めております。しかし、資料中段の表にありますとおり、各地方公共団体の個人情報保護制度に差があるという問題がございます。あるＡという市では国と同じ水準の個人情報保護条例を定めていますが、Ｂ組合では条例を全く定めていない、Ｃ市では個人情報保護条例を定めているが、定めている条項が少ないといった、個人情報の保護に必要な規程を定めていない場合があります。一方、Ｄ市のように過剰に条項を設定したり、Ｅ市のように保護水準を満たさない団体があるなどの問題がありました。そこで、

	新しい個人情報保護法により、共通ルールを設定することで、基本的な個人情報の取り扱いを統一することとなっております。 資料 78 ページ以降をご覧ください。 新旧対照表を示しております。今回、個人情報保護法の改正が多岐にわたるとともに、基本的なルールが新しい個人情報保護法に定められることとなったため、委員会の規程も大きく変更となっております。従いまして、既存の規程を廃止し、新たな規程を制定することとなりました。 資料は少し戻っていただきまして 36 ページをご覧ください。 規定案を示しています。個別の規定の説明は時間の関係で省略させていただきますが、熊本県の知事部局において、同様の規程の変更を行っている県政情報文書課から提供のあった規程案を元に、今回の個人情報保護法の改正に合わせた改正を行っております。 以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただ今、水産振興課から、第 4 号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
議長	ございませんか。
委員	はい。
議長	それでは、他に無いようですので、第 4 号議案については、事務局の案のとおり規程を制定することとしてよろしいでしょうか。
議長	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第 4 号議案については、事務局の案のとおり規程を制定することとします。 次は報告です。「鹿児島県のいわし機船船びき網漁業の操業区域の拡大について」水産振興課から説明をお願いします。
水産振興課	水産振興課でございます。着座にて説明させていただきます。 スライド又は法令集の黄色の付箋を付けたページをご覧ください。 まず、通称「バッチ網」と呼ばれる「いわし機船船びき網漁業」について簡単にご説明します。この漁業では、カタクチイワシなどの稚魚であるシラス、乾燥させると「ちりめん」と呼ばれますが、このシラスを漁獲対象としており、主に春と秋に操業されています。右の図のような漁具を 2 隻の漁船で曳いて、シラスを漁獲します。 資料は 87 ページをご覧ください。 これは、令和 4 年 11 月 18 日に鹿児島県から提出された資料にな

ります。鹿児島県では、不知火海において、いわし機船船びき網漁業の操業区域の拡大を検討されております。このことについて、令和4年1月からオンライン会議や対面により協議を3回行っております。県としては、今後の方向性を決める上で、委員会の御意見を踏まえて判断すべきと考え、今回、まずはこの協議の内容について御報告するものです。

資料89ページの区域図をご覧ください。橙色で色付けしている海域が、今回鹿児島県が操業区域を拡大しようとしている海域になります。海は陸と異なり、基本的に明確な県境がありません。この海域については、両県の境、すなわち県境が定まっておらず、長年の協議の結果、両県の漁業者が共に操業可能な入会海域となっています。

では、この海域が入会海域になった経緯について、概要をご説明します。

区域図の上段部分をご覧ください。県境問題を両県が協議する中で、昭和32年に打瀬網漁業をお互いの海域で操業できるよう合意し、昭和38年に本県の火共第4号共同漁業権と鹿児島県の鹿共第3号共同漁業権の境界が青線のとおりとすることで両県が合意しました。また、昭和38年の合意事項として、「既存の漁業者が困ることのないような対応を」という点についても併せて合意したことから、区域図内に鹿共第3号の境界の太い緑の線で示しているラインと黒線で示しているラインの間の公海部分については、両県の漁業者が共に操業可能な入会海域とすることとなりました。

その後、昭和40年代まで継続して県境についての協議が行われていましたが、両県の主張は平行線のまま、現在に至っており、未だに県境は定まっていないという状況です。

しかし、その後の鹿児島県と熊本県両県の漁業調整に関する協議(調整会議)の中で、互いに相手の主張を尊重し、互いに迷惑をかけないようにすることで、漁業調整が図られており、近年は、ほとんどトラブルがなくなっているという状況でございます。

資料は再び87ページをご覧ください。

この資料は、鹿児島県が作成されたもので、区域拡大についての経緯や要望が記載されています。

2つ目の丸印の鹿児島県の漁業者の漁場拡大の要望理由を説明いたします。東町漁協所属の漁業者が、潮流に関係なく操業したいこと、後継者対策として安定的な操業・経営環境を整えたいというのが理由となっています。

3つ目の丸印に鹿児島県側が現在、認識している本県の意見が記載されております。いわし機船船びき網漁業の公海上での操業は、新たな漁業問題の発生が懸念され、操業区域の拡大の対応は厳しいとなっています。

資料88ページをご覧ください。

	鹿児島県は次の２つの理由により、操業区域の拡大を検討しています。１つ目は、調整が整った案件に対して操業区域の拡大を認める方針であり、当該海域において漁場の拡大を認めない合理的な理由がない状況ということです。２つ目は、既に当該海域で操業可能な漁業があるということです。 熊本県からは、当該海域の取り扱いについては、両県の操業や水産資源に与える影響等について検討していく必要があることから、両県において十分な協議が必要と考えている旨を回答し、協議を継続するよう要望しているところです。 以上で、報告の１についての説明を終わります。
平岡委員	ちょっとお尋ねですけど、オレンジ色の海域でバッチ網は操業していなかったということですよ。
水産振興課	両県とも当該海域においてバッチ網は操業しておりません。
平岡委員	既存の漁業に配慮するという合意の内容にある意味反する内容の要望になるというのでしょうか。
水産振興課	合意の内容とは異なる形の要望になるということでございます。
平岡委員	今回の海域については、難しい海域といいますか、これまで漁業調整を担当してきた職員が色々苦労して、両県の漁業者が安心して操業できるようにということで、バランスをとってきた海域でございます。 私も、若いころ両県の漁業調整の会議に出たことがあります。これまで築いてきたバランスというのが、この要望があった時にどうなるのかな、という気がしています。これまで築いてきたことを今の担当にも伝えてもらってですね、両県でもう少ししっかり話をさせていただきたいという風に思います。折角築いてきたものが壊れかねないので、そこのところよろしくお願いします。
議長	只今、平岡委員の説明にありましたように、諸先輩の方々が鹿児島県と協定を結ぶなどして今に至っているということでございます。私としても、平岡委員が言ったように、先輩方が築き上げたものが壊れてしまう恐れがありますので、もう少し慎重にお互い話し合ってもらえればと考えております。
議長	他にございませんか。
友村委員	この公海が操業できるようになると、私たち御所浦のバッチ網業者が、公海をやらせてくれろと言うことで、熊本県は大変なことになる

	と思います。なので、平岡委員さんが言われたとおり、前のままの方がいいのではないかと私は思います。
議長	前田委員から何か。
前田委員	今回の件についてはですね、本当に慎重に審議していただきたい、そう考えております。
議長	調整委員の皆さんも、恐らくですね、この問題は取り扱っていかないとえらいな問題が起きるのではないかと心配していると思います。事務局の方も同じような気持ちだと思いますので、慎重に慎重を重ねてやってもらわないと、と考えております。
桑原委員	交渉の中に会長は入らんとですか。
水産振興課	今回、説明の冒頭でもお伝えしましたが、対応を検討する上でですね、天草不知火海区漁業調整委員会に報告すべきだと県で考えまして、報告させていただいたところになります。
桑原委員	鹿児島県は水産が強かつじゃけん負けんごつしてもらわんと。水産は鹿児島県が格段に上だけん。
水産振興課	しっかりと話し合っていきたいと思います。
議長	委員の皆さんからありましたが、この件に関して天草不知火調整委員会としては慎重に話し合いをやってくれということでようございませうか。 確かに桑原委員が言ったように鹿児島県は水産が強いところですが、熊本県も話し合いをしっかりとお願いしたい、と考えております。
議長	他にありませんか。
委員	はい。
議長	他に無いようですので、「鹿児島県のいわし機船船びき網漁業の操業区域の拡大について」の報告は終わります。 次の報告です。「令和4年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局でございます。着座にて説明させていただきます。

	はじめに、資料９０ページの協議会次第をご覧ください。 令和５年（２０２３年）２月６日に長崎県長崎市におきまして長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との協定第４に基づく協議会が開催されました。前回の委員会でご承認いただきましたとおり、当委員会からは、江口会長、前田副会長、廣田委員、関係地区の漁業者を代表して天草漁業協同組合五和支所の木口様、苓北支所の作田様に御出席いただきました。 では、協議会の議事の概要について説明いたします。まず、第１号議題 前回協議会からの経過報告についてです。長崎県南部海区及び天草不知火海区漁業調整委員会から、前回から本協議会までの間、本協定に違反する事例はなく協定が順守されている状況にあることが報告されました。 次に、第２号議題の「次回開催地について」御説明します。 資料９１ページをご覧ください。 協議会の運営要領の第４の２に、開催地は原則として両県交互とするがあります。 今年度につきましては、長崎県で本協議会を行いましたので、来年度の協議会の開催につきましては、熊本県が開催することとし、開催時期は、令和５年１月から２月の月夜間に開催予定となります。 最後にその他としまして、イルカ関係を中心に情報交換が行われました。また、本県から、えびこぎ網漁業の操業時にまき網漁業の配慮をお願いし、長崎県側の漁業者から了解が得られました。 事務局からの説明は、以上でございます。
議長	事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。
委員	はい。
議長	無いようですので、「令和４年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第４に関する合意書に基づく協議会について」報告は終わります。 本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
委員	（意見なし）
議長	事務局はありますか。
事務局	ございません。

議長	それでは、これで第３９０回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。
----	---